

## 昭和二十七年政令第四百二十一号

航空法施行令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十  
一号）の規定に基き、この政令を制定する。（法第十条第二項ただし書の政令で定める航空  
機）第一条 航空法（以下「法」という。）第十条第  
二項ただし書の政令で定める航空機は、次に掲  
げる航空機とする。二 日本の国籍を有しない航空機で、本邦内で  
修理され、改造され、又は製造されたもの  
(法第十条第五項第二号(法第十条の二第  
二項において準用する場合を含む。)の政令で  
定める輸入した航空機は、その耐空性、騒音又  
は発動機の排出物について国際民間航空条約の  
締約国たる外国が証明その他の行為をした航空  
機とする。(法第十条第六項第一号の政令で定める輸入し  
た航空機)第三条 法第十条第六項第二号（法第十条の二第  
二項において準用する場合を含む。）の政令で  
定める輸入した航空機は、その耐空性、騒音又  
は発動機の排出物について国際民間航空条約の  
締約国たる外国が証明その他の行為をした航空  
機とする。(法第十条第六項第一号の政令で定める輸入し  
た航空機)第四条 法第三十八条第一項の政令で定める航空  
保安施設は、次に掲げる航空保安施設とする。

一 航空灯火（航空障害灯を除く。）

二 NDB（無指向性無線標識施設をいう。）

三 VOR（超短波全方向式無線標識施設をい  
う。）

四 タкан（空港等又は航空保安施設の検査）

五 計器着陸装置

六 DME（距離測定装置をいう。）

第七条 法第四十七条第三項の規定による検査  
は、毎年二回以内行うものとする。

（物件の除去に伴う補償の方法）

第六条 法第四十九条第三項（法第五十五条の二  
第三項及び第五十六条の三第三項において準用  
する場合を含む。）の規定による補償は、金銭  
をもつてするものとする。ただし、当事者間の  
協議によりこれと異なる補償の方法を定めたと  
きは、この限りでない。

（物件等の買収価格）

第七条 法第四十九条第四項（法第五十五条の二  
第三項及び第五十六条の三第三項において準用  
する場合を含む。）の規定による物件又は土地  
の買収の価格は、近傍同種の物件の取引価格等  
又は近傍類地の取引価格等を考慮して算定した  
相当な価格とする。

（用益の制限に伴う補償の方法等）

第八条 第六条の規定は法第五十条第一項（法第  
五十五条の二第三項において準用する場合を含  
む。）の規定による補償について、前条の規定  
は法第五十条第二項（法第五十五条の二第三項  
において準用する場合を含む。）の規定による  
土地の買収の価格について準用する。

（法第五十六条第一項の政令で定める空港）

第九条 法第五十六条第一項の政令で定める空港  
は、釧路空港、函館空港、仙台空港、新潟空  
港、松山空港、福岡空港、北九州空港、長崎空  
港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空  
港及び那覇空港とする。

（法第三十一条第二号の政令で定める航空機）

第十条 法第三十一条第二号の政令で定める航  
空機は、法第一百三十一条第二号の政令で定める航  
空機は、法第一百二十七条ただし書の許可に係る  
航空機であつて、法第一百二十六条第一項第一号  
に掲げる航行と接続して本邦内の各地間におい  
て航行を行うものとする。ただし、法第五十九  
条第一号の規定の適用については、法第一百二十  
七号ただし書の許可に係る航空機とする。

（登録検査機関の登録の有効期間）

第十二条 法第一百三十二条の二十七第一項の政令  
で定める期間は、五年とする。

（指定試験機関の指定の有効期間）

第十三条 法第一百三十二条の七十一第一項（法第  
一百三十二条の八十三において準用する場合を含  
む。）の政令で定める期間は、三年とする。

（登録講習機関の登録の有効期間）

第十四条 法第一百三十五条第一項の政令  
で定める期間は、五年とする。

（登録講習機関の登録の有効期間等）

第十五条 法の規定により国土交通大臣の権限に  
属する事項であつて、法第一百三十七条第三項の  
規定により防衛大臣に委任するものは、別表の  
上欄に掲げる空港等に係る同表の下欄に掲げる  
事項とする。

（防衛大臣への権限の委任）

第十六条 法第四十二条（防衛大臣への権限の委任）

（防衛大臣への権限の委任）

湾・航空技術研究所及び独立行政法人航空大学  
校とする。

（防衛大臣への権限の委任）

第十五条 法の規定により国土交通大臣の権限に  
属する事項であつて、法第一百三十七条第三項の  
規定により防衛大臣に委任するものは、別表の  
上欄に掲げる空港等に係る同表の下欄に掲げる  
事項とする。

（防衛大臣への権限の委任）

第十六条 法第四十二条（防衛大臣への権限の委任）

（防衛大臣への権限の委任）

附則（昭和四一年一月八日政令第三  
六二号）この政令は、昭和四十一年十一月十日から施  
行する。附則（昭和四二年二月四日政令第一七  
号）この政令は、昭和四十二年二月十五日から施  
行する。附則（昭和四二年五月一一日政令第二  
七号）この政令は、昭和四十二年五月十五日から施  
行する。附則（昭和四三年三月二八日政令第四  
五号）この政令は、昭和四十二年八月十五日から施  
行する。附則（昭和四四年五月二七日政令第一  
五号）この政令は、昭和四十三年五月二七日から施  
行する。附則（昭和四四年五月三一日政令第一  
三五号）この政令は、昭和四十三年六月一日から施  
行する。附則（昭和四五年五月二七日政令第一  
三八号）この政令は、昭和四十五年五月二七日から施  
行する。附則（昭和四五年五月三一日政令第一  
五〇号）この政令は、昭和四十五年五月三一日から施  
行する。附則（昭和四五年八月二〇日政令第二  
五〇号）この政令は、昭和四十五年八月二〇日から施  
行する。附則（昭和四六年三月二九日政令第五  
〇号）この政令は、昭和四六年三月二九日から施  
行する。附則（昭和四六年三月二九日政令第五  
〇号）この政令は、昭和四六年三月二九日から施  
行する。附則（昭和四六年六月三〇日政令第二  
二三号）この政令は、昭和四六年六月三〇日から施  
行する。附則（昭和四六年六月三〇日政令第二  
二三号）この政令は、昭和四六年六月三〇日から施  
行する。附則（昭和四六年六月三〇日政令第二  
二三号）この政令は、昭和四六年六月三〇日から施  
行する。附則（昭和四六年六月三〇日政令第二  
二三号）この政令は、昭和四六年六月三〇日から施  
行する。附則（昭和四六年六月三〇日政令第二  
二三号）この政令は、昭和四六年六月三〇日から施  
行する。附則（昭和四六年六月三〇日政令第二  
二三号）この政令は、昭和四六年六月三〇日から施  
行する。

**附 則（昭和四七年四月六日政令第七二号）** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和四七年四月二八日政令第一三号）** この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

**附 則（昭和四八年二月二七日政令第一九号）** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和四八年六月一六日政令第一五七号）** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五〇年四月二五日政令第一三六号）** この政令は、昭和五十年五月一日から施行する。

**附 則（昭和五〇年一〇月一一日政令第二九四号）** この政令は、航空法の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十年十月十日）から施行する。

**附 則（昭和五一年一二月一四日政令第三一四号）** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和五三年三月一一日政令第二七号）** この政令は、昭和五十三年三月十日から施行する。

**附 則（昭和五三年五月一一日政令第一六五号）** この政令は、昭和五十三年五月十五日から施行する。

**附 則（昭和五五年一月一九日政令第一号）** この政令は、昭和五十五年一月二十一日から施行する。

**附 則（昭和五五年一〇月一一日政令第二五三号）** この政令は、昭和五十五年十一月一日から施行する。

**附 則（昭和五六年一月二二日政令第三号）** この政令は、昭和五十六年三月一日から施行する。

**附 則（昭和五九年五月一五日政令第一四六号）** この政令は、各種手数料等の額の改定及び規定の合理化に関する法律の施行の日（昭和五十九年五月二十一日）から施行する。

**附 則（昭和六〇年一二月二一日政令第三一七号）抄** この政令は、昭和五十七年七月八日から施行する。

**附 則（昭和六一年七月三一日政令第二七一号）** この政令は、昭和六十一年九月二十五日から施行する。

**附 則（昭和六二年三月二十五日政令第六五号）** この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附 則（平成九年三月一九日政令第五五号）抄** 平成九年三月一九日政令第五五号

**附 則（平成九年三月一二日政令第二九号）** この政令は、平成九年四月一日から施行する。

**附 則（平成九年九月一〇日政令第二八四号）抄** 平成九年九月一〇日政令第二八四号

**附 則（平成一二年四月一九日政令第二〇号）** 平成一二年四月一九日政令第二〇号

**附 則（平成一二年六月七日政令第三二号）抄** 平成一二年六月七日政令第三二号

**附 則（平成一七年七月二一日政令第二四九号）** 平成一七年七月二一日政令第二四九号

**附 則（昭和五六年五月二六日政令第一八七号）** この政令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

**附 則（平成六年一月一四日政令第八号）** この政令は、平成六年四月一日から施行する。

**附 則（平成六年三月二四日政令第七八号）** この政令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成六年六月二九日政令第一九号）** この政令は、平成六年六月二九日から施行する。

**附 則（平成六年七月二七日政令第二五八号）** この政令は、平成六年七月二七日から施行する。

**附 則（平成六年一〇月二八日政令第三四一号）** この政令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日（平成六年九月一日）から施行する。

**附 則（平成九年三月一二日政令第二九号）** この政令は、平成九年三月一二日から施行する。

**附 則（平成九年三月一九日政令第三六八号）抄** 平成九年三月一九日政令第三六八号

**附 則（平成一五年八月八日政令第三六九号）** 平成一五年八月八日政令第三六九号

**附 則（平成一六年三月一九日政令第五五〇号）抄** 平成一六年三月一九日政令第五五〇号

**附 則（平成一七年七月二一日政令第二四九号）** 平成一七年七月二一日政令第二四九号

**附 則（平成一九年一月四日政令第三三三号）抄** 平成一九年一月四日政令第三三三号



する事項は、福井空港にあつては進入管制業務に限り、出雲空港及び山口宇部空港にあつては進入管制業務及びターミナル・レーダー管制業務に限る。)

備考 この表において、「自衛隊等の航空機」とは、自衛隊の使用する航空機及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）第一項に規定する航空機をいう。